

## 九州ルーテル学院大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する細則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この細則は、九州ルーテル学院大学研究倫理規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、本学において研究活動上の不正行為が発生し、又はその疑惑が生じた場合の調査手続・方法の対応等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この細則において、掲げる用語の意義は、規程第2条に定めるところによる。

## 第2章 告発の受付

## (告発の受付窓口)

第3条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、受付窓口を置く。

2 受付窓口は、研究推進委員会委員長とする。

## (告発の受付)

第4条 本学の教職員・学生又は外部の一般人を問わず、研究活動上の不正行為の事実を知った者、又はその疑いがあることを知った者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、匿名により告発することについて相当の理由があると認められる場合は、これを受け付けることができる。

4 受付窓口は、告発を受け付けた場合は、速やかに学長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

5 受付窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたか否かについて告発者が知り得ないときは、匿名による告発の場合を除き、告発者に受け付けた旨を通報するものとする。

6 報道機関、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘され、かつ、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容及び不正とする合理的理由が明示されている場合についても、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

## 第3章 関係者の責務

## (秘密保護義務)

第5条 この細則に定める業務に携わるすべての者は、告発者名、被告発者名、告発内容、調査内容、その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏れいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏れいした場合は、当該者の了解は不要とする。

## (告発者の保護)

第6条 学長は、告発をしたことにより、当該告発者の職場環境の悪化等を招かないように、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、単に告発をしたことのみをもって、当該告発者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

## (被告発者の保護)

第7条 本学に所属するすべての者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

## (悪意に基づく告発)

第8条 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

## 第4章 事案の調査

## (予備調査の実施)

第9条 学長は、第4条に基づく告発があった場合又はその他の理由により予備調査が必要と認めた場合は、予備調査委員会を設置し、予備調査の実施を指示しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、事案に応じて、学長が指名する若干人の委員によって構成する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

## (予備調査の方法)

第10条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、本調査の必要性、その他必要と認める事項について予備調査を行う。

## (本調査の決定等)

- 第11条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、その調査結果を学長に報告するものとする。
- 2 学長は、予備調査結果及び関係者等の意見を踏まえ、直ちに本調査の実施の可否を決定する。
  - 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通報し、本調査への協力を求めるものとする。
  - 4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、学長は、資金配分機関又は告発者の求めがあったときに開示することができるように、予備調査に係る資料等の保存を関係者に指示するものとする。
  - 5 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び関係省庁に対してその旨を報告するものとする。

## (調査委員会の設置)

第12条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、事案に応じて、次の各号に定める委員をもって構成する。
  - (1) 学長が指名した教職員 若干人
  - (2) 学長が指名した有識者（法律の知識を有する者を含む。） 2人以上
- 3 調査委員会委員の半数以上は、外部の有識者で構成しなければならない。
- 4 全ての調査委員は、大学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

## (本調査の通知)

第13条 学長は、調査委員会を設置したときは、同委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項の異議申立てがあり、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

## (本調査の実施)

第14条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、観察・実験ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。
- 4 調査委員会は、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、本調査が円滑に実施できるように、積極的かつ誠実に協力しなければならない。

## (本調査の対象)

第15条 本調査に当たっては、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を対象に含めることができる。

## (証拠の保全)

第16条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を取るものとする。

2 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

## (本調査の中間報告)

第17条 学長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

## (調査における研究等の情報保護)

第18条 調査委員会は、本調査に際しては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないように、十分配慮しなければならない。

## (不正行為の疑惑への説明責任)

第19条 本調査において、被告発者が告発された研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に従って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で記述されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

## 第5章 不正行為の認定等

## (認定の手続)

第20条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定されたときはその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その了承を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

## (認定の方法)

第21条 調査委員会は、認定に当たっては、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを決定するものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認のみをもって不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合は、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、観察・実験ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も、同様とする。

## (調査結果の通知等)

第22条 学長は、調査を終了(認定を含む。)したときは、その結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも併せて通知するものとする。

2 学長は、前項に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対しても報告するものとする。

## (不服申立て)

第23条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを再度行うことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく

告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 学長は、新たに専門性を要する判断が必要と認められるときは、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査を行わせるものとする。
- 5 学長は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと調査委員会が決定したときは、不服申立人に対してその旨を通知するものとする。
- 6 学長は、不服申立てに対して再調査を行うことを調査委員会が決定したときは、不服申立人に対してその旨を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあった場合は告発者に対して、告発者から不服申立てがあった場合は被告発者に対してそれぞれ通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合も同様とする。

(再調査)

第24条 調査委員会は、前条に規定する不服申立てに基づき、再調査を実施する決定をしたときは、不服申立人に対して調査結果を覆すに足る資料の提出、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 調査委員会は、再調査を開始したときは、開始日から起算して50日以内にその結果を学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その了承を得るものとする。
- 3 第22条第1項及び第2項の規定は、前項の再調査の結果に係る報告について準用する。

(調査結果の公表)

第25条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされたときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の規定に基づき公表する内容には、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていた場合は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされたときは、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書に基づき公表する内容には、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされたときは、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第6章 被認定者に対する措置等

(本調査中における一時的措置)

第26条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発の対象となった研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

(研究費の使用中止)

第27条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文の取下げ等の勧告)

第28条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に、勧告に応ずるか否かの意思表示を、学長に対して行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じないときは、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第29条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定されたときは、本調査に際して取った研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置についても、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定されたときは、当該者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(不正行為関与者に対する措置)

第30条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、学校法人九州ルーテル学院就業規則等の定めるところにより懲戒処分等の必要な措置を講ずるものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の不正行為関与者に対する措置に係る報告について準用する。

(是正措置等)

第31条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定されたときは、速やかに是正措置、再発防止策等を講じるものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の是正措置等に係る報告について準用する。

## 第7章 雑則

(関係ガイドライン等の準拠)

第32条 この細則に定めのない事項又はこの細則の解釈に疑義が生じた事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」及び「科学研究における健全性の向上について(平成27年3月6日 日本学術会議決定)」に定めるところにより取り扱うものとする。

## 附 則

この細則は、平成27年7月16日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。